

# 事務所通信



令和6年11月号  
山本修税理士事務所  
株式会社 川島経営研究所  
<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 [Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp](mailto:Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp)

## 年末調整について

令和6年分所得税については定額減税が実施されています。年末調整の際には、年末調整時点の定額減税額（年調減税額）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

### （1）年末調整の際に年調減税の対象となる人

年末調整の対象となる人は年調所得税額から年調減税額を控除します。住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）のある方は年末調整した所得税額から先に住宅借入金等特別控除をします。その後に定額減税を行います。

注意点としては、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、これまで通り基礎控除申告書により把握した合計所得金額を用います。

### （2）年調減税額の計算

年調減税額は、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認します。

なお、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

給与所得の源泉徴収票には、その摘要欄に、年調減税に関する事項の記載が必要となります。

### （3）扶養の確認

今年の年末調整においては年調減税を実施しますので、扶養控除等異動申告書に控除対象扶養親族や年少扶養親族（いずれも居住者に限ります。）が記載されている場合には、給与所得者（合計所得金額1,805万円以下の人々に限ります。）の年調減税額の計算において一人につき3万円が加算されます。

年調減税額は、本人分3万円と同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）一人につき3万円の合計額になります。

〔例〕同一生計配偶者がいて、控除対象扶養親族1人、年少扶養親族1人の場合の年調減税は、  
30,000円（本人分）+30,000円×3人=120,000円となります。

なお、所得者本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は、居住者で同一生計配偶者及び扶養親族を有していたとしても年調減税の対象となりません。

年調減税額の計算に当たっては、控除対象扶養親族と年少扶養親族（いずれも居住者に限られます。）の数の確認を各人からの申告に基づいて行うことになります。

なります。年少扶養親族については、扶養控除等(異動)申告書の（住民税に関する事項）の記載内容を確かめて年調減税額の計算に含めることになりますが、扶養控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、配偶者控除等申告書で確認します。

令和6年については**給与所得者の基礎控除申告書及 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書**に名前が変更されております。

注:以下「配偶者控除等（兼定額減税）申告書」

配偶者を年調減税額の計算に含めるためには、扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載があるかどうかではなく、この**配偶者控除等(兼定額減税)申告書の提出を受けてください。**

給与所得者の基礎控除申告書部分の判定欄が(A)～(D)に該当して（本人所得 1,805 万円以下になる）かつ、配偶者の所得が①又は②になる場合（配偶者の所得は 48 万円以下）は配偶者分の定額減税も行います。今年の用紙にはそれぞれチェック口欄が設けられておりるので給与所得者本人に印をさせてください。

配偶者控除は受けられないが配偶者特別控除になる方は、定額減税は配偶者本人が年末調整又は確定申告で受けることになります。

また(D)の方（所得 1,000 万円超 1,805 万円以下）については配偶者控除及び配偶者特別控除は受けられませんが配偶者分の定額減税は受けることになります。

#### (4) 源泉徴収簿の記載について

住宅借入金等特別控除額②の下に年調所得税額④が追加されました。また用紙の一番下の余白に②-2 ④-3 ④-4 の欄が用意されております。

年調減税額を計算したら年調計算表の「年調減税額④-2 欄に記入します。なお、所得者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は、居住者で同一生計配偶者及び扶養親族を有していたとしても年調減税の対象となりませんので、年調減税額 (④-2 欄に「〇」と記入します。

年調減税額の控除 「年調所得税額④」欄の金額から、「年調減税額④-2」欄の金額を控除し、その控除後の残額を「年調減税額控除後の年調所得税額④-3」欄に記入します。この場合、「年調減税額④-2」欄の金額が「年調所得税額④」欄の金額よりも多いため控除しきれないときは、「年調減税額控除後の年調所得税額④-3」欄に「〇」と記入し、年調減税額のうち控除しきれない部分の金額を「控除外額④-4」欄に記入します。

#### (5) 源泉徴収票への記載について

年末調整終了後に作成する給与所得の源泉徴収票には、その摘要欄に**実際に控除した年調減税額**を「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇円」と記載します。＊年末調整をしなかった方は記載不要です。

なお、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を「控除外額〇〇〇円」と記載します。控除しきれなかった金額がないときは、「控除外額〇円」と記載します。

〔例〕前記（3）の例の場合に全額控除できたときの源泉徴収票の記載は

「源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000 円」「控除外額〇円」となります。

今年の年末調整は大変煩雑です。6月にいったん定額減税を受けた影響により、また配偶者の働き方により源泉徴収税額が不足して 12 月最後の手取り額が減る方が多数おられると思います。本人の手取り額も減りますが、源泉徴収義務者である会社側の翌年の納税額が例年より増えることが予想されます。

（担当 芝事務所 山本）